

役員退職金等支給規程

(昭和 46 年 3 月 23 日 理事会決定)

第 1 条 この規程は、常勤の理事長、専務理事、常務理事、理事及び監事（以下「常勤役員」という。）に対する退職手当並びに非常勤の理事及び監事（以下「非常勤役員」という。）に対する退任慰労金の支給基準を定めることを目的とする。

第 2 条 この規程に定める退職手当は、常勤役員が退任した場合に、その者（死亡による退任の場合は、その遺族）に支給し、退任慰労金は、非常勤役員が退任した場合に、その者（死亡による退任の場合は、その遺族）に支給する。

2. 前項の規程に拘らず、常勤役員のうち、地方公共団体に在職していた者及び非常勤役員のうち、現に地方公共団体の一般職にある者については支給しないこととする。

第 3 条 理事長に対する退職手当の額は、理事会において決定する。

2. 専務理事、常務理事、常勤理事に対する退職手当の額は、退任又は死亡した日の属する月の報酬月額に勤続月数を乗じて得た額に、100 分の 26 を乗じて得た額とし、常勤監事に対する退職手当の額は、退任又は死亡した日の属する月の報酬月額に勤続月数を乗じて得た額に、100 分の 17 を乗じて得た額とする。

3. 前項の勤続月数の計算は、当該常勤役員となった日の属する月から退任又は死亡した日の属する月までの引き続いた在職期間の月数とする。

4. 非常勤役員に対する退任慰労金の額は、理事長が別に定める規則による。

第 4 条 常勤役員が、公務に因る死傷病によって退任した場合の退職手当の額は、第 3 条の規程によって計算して得た額に、その 100 分の 50 以内に相当する額を加算した額とする。

第 5 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1. この規程は、昭和 46 年 4 月 1 日より施行する。

2. この規程の施行日に、現に在任中の役員についてはこの規程施行前の在任期間を通算しこの規程による退職金を支給する。

附 則

1. この規程は、昭和 51 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

1. この規程は、平成8年6月1日より施行する。

附 則

1. この規程は、平成15年4月1日より施行する。
2. この規程の施行の日の前日において、現に在任する地方公共団体に在職していた常勤役員の退職手当の支給については、なお、従前の例による。この場合において、第3条第3項の適用にあたっては、「退任又は死亡した日の属する月」とあるのを「平成15年3月31日」とする。

附 則

1. 本規程は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

1. この規程は、平成22年4月1日より施行する。
2. この規程は、平成22年3月31日以前に在職する常勤監事については、これを適用しない。

附 則

1. 本規程は、平成25年4月1日より施行し、平成22年4月1日より適用する。

附 則

1. 本規程は、平成25年7月23日より施行する。